

回 答

団体名（ 全大阪生活と健康を守る会連合会 ）

（要望項目）

1. カジノ・万博問題、大型開発について
3. 大阪府・大阪市は夢洲への『IR カジノ』誘致はやめて、くらしや福祉・教育・災害施策に予算をまわすこと。大阪市は、土壌汚染対策費 790 億円の支出はやめること。

（回答）※下線部所管外

- IR は、ホテル、MICE 施設、レストラン、エンターテインメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。
- 大阪・夢洲での IR 立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。
- さらに、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市魅力・国際競争力の向上を図っていきたいと考えています。
- 今後も引き続き、世界最高水準の成長型 IR の実現に向けて取り組んでいきます。

（回答部局課名）

IR 推進局 推進課

回 答

団体名（ 全大阪生活と健康を守る会連合会 ）

（要望項目）

2. 物価高騰から住民の生活を守るため、大阪府・大阪市独自で緊急の支援対策を講じること。

（回答）

- 物価高騰が続く中、府はこれまで、国の地方創生臨時交付金を活用し、その影響を受ける府民や事業者への支援を実施してきました。
- 昨年 12 月、同交付金の追加措置が行われ、現在、これを活用した支援策について、2月議会に予算案を提出しているところです。
- 引き続き、同交付金を最大限活用し、府民の生活や事業者の活動を支えるための施策について、スピード感をもって取り組んでいきます。

（回答部局課名）

政策企画部 企画室 推進課

回 答

団体名（ 全大阪生活と健康を守る会連合会 ）

（要望項目）

4. 税制の民主化について

（1）自治体として次のことを実現すること。

3. 生活のための住宅や土地には税金をかけないこと。当面、固定資産税・都市計画税は引き下げること、また、減免制度を拡充改善すること。

（回答）

○ 市町村税は、市町村が行う行政サービスに必要な経費に充てるために設けられております。中でも固定資産税は、資産の保有に着目し、その資産価値に応じて広く税負担を分任していただくために設けられている税であります。

ただし、居住用資産については、地方税法上、税負担の緩和を図る観点から、住宅用地について、課税標準額を価格の3分の1とし、200平方メートル以下の小規模住宅用地については、価格の6分の1とする特例措置が講じられています。また、一定の新築住宅については税額を3年間、5年間又は7年間2分の1に減額するなど、税負担の緩和を図る軽減措置が講じられております。

○ 一方、都市計画税は、住生活環境を整備する都市計画事業等の費用に充てる目的税として市町村の選択により課税されるものであり、その税率については当該市町村における都市計画事業等の実施状況等を十分勘案した上で、0.3パーセントの制限税率の範囲内で自主的に決定されることとなっており、住宅用地に対する課税標準の特例措置も導入されております。

○ なお、固定資産税における減免制度は、地方税法上、「天災等により減免を必要と認める者」や「貧困により生活のための公私の扶助を受ける者」等に限り、各市町村の条例で定めるところにより減免することができるものであり、その適用にあたっては、課税主体である市町村が、条例に基づき自主的に判断すべきものであります。

（回答部局課名）

総務部 市町村局 行政課

回 答

団体名（ 全大阪生活と健康を守る会連合会 ）

（要望項目）

4. 税制の民主化について

（1）自治体として次のことを実現すること。

4. 失業等や公私の扶助を含めて住民税の減免基準を明確にし、制度を拡充すること。減免基準は生活保護基準を考慮し、大幅に上回るものにすること。自己都合も含め、すべての退職者に減免を適用すること。

（回答）

- 市町村民税における減免制度は、地方税法に定められた事情がある者に限り、各市町村の条例に基づき減免することができるもので、徴収猶予や納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような担税力（税金を負担する能力）の無い方について、その個別具体の事情に即して行われるものです。

したがって、その適用にあたっては、法の趣旨を踏まえ、課税主体である市町村が条例の定めるところに基づき、個別具体のケースに応じて、納税者の実情を十分勘案し自主的に行われるべきものであり、府から個々具体のケースを想定した、あるいは一律の基準を示すことは困難であると考えております。

このことから、退職者に対する減免についても、市町村が条例の定めるところに基づき、個別具体のケースに応じて、納税者の実情を十分に勘案して行われるものであり、退職者であるという事実のみをもって減免することは困難であると考えております。

（回答部局課名）

総務部 市町村局 行政課

回 答

団体名（ 全大阪生活と健康を守る会連合会 ）

（要望項目）

4. 税制の民主化について

（1）自治体として次のことを実現すること。

6. 生活保護開始前の税の滞納は執行停止を適用するよう周知徹底すること。

（回答）

- 滞納処分は、納税者の負担の公平性の確保の観点から、税金が滞納となった場合に、督促状や催告書などで納付がいただけない場合に、滞納者の財産を差し押さえたり、換価したりすることですが、滞納者の方に「財産がないとき」のほか、「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」には滞納処分の執行を停止することができるかとされています。
- この「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」とは、滞納処分を執行することにより、概ね生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できなくなる程度の状態になるおそれのある場合をいうものとされています。
- 滞納処分の停止は、これを踏まえ、徴税主体である市町村が自主的に判断すべきものと考えております。

（回答部局課名）

総務部 市町村局 行政課

回 答

団体名（ 全大阪生活と健康を守る会連合会 ）

（要望項目）

4. 税制の民主化について

（1）自治体として次のことを実現すること。

8. すべての要支援・要介護認定について、障害者・特別障害者控除を年齢などに関係なく無条件で認めること。

（回答）

○ 所得控除は、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害等による出費があったかどうかなどの個人的な事情も考慮して、総所得金額などの合計額から一定金額の控除を行い、税金を負担する能力である担税力の差異による負担の不均衡を調整するものです。

○ 障害者・特別障害者控除の適用については、地方税法でその要件が列挙されており、例えば、障害者控除の規定には、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」や「児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者」あるいは「身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者」などが示されているところであり、規定のない要支援・要介護認定者について、その認定だけをもって控除の対象とすることは困難であります。

○ ただし、要支援・要介護認定者の方でも「年齢 65 歳以上の者で、その障害の程度が、先ほどの例にあげたものに準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者」に該当する方については、障害者控除が適用されることとなります。

（回答部局課名）

総務部 市町村局 行政課